

改 正 後	改 正 前
農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について	農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について
<p>1 (略)</p> <p>2 農薬G L P制度の適用対象試験成績の取扱い等 農薬G L P制度の適用対象となる試験の分野及び範囲は、次のとおりとする。なお、次に掲げる試験の一部につき他の試験施設に委託して実施する場合にあっては、当該委託された試験についても本制度の適用対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生体内等代謝（動態）に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)のトから<u>ネ</u>までに掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験</p> <p>(3) 物理的・化学的性状に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の<u>ト</u>に掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験成績を除く。）を作成するために必要とされる試験</p> <p>(4) 水産動植物への影響に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の<u>ニ</u>に掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験</p> <p>(5) <u>残留性に関する試験分野</u> 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(4)の<u>ア及びイ</u>に掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 農薬G L P制度の適用対象試験の分野及び範囲 農薬G L P制度の適用対象となる試験の分野及び範囲は、次のとおりとする。なお、次に掲げる試験の一部につき他の試験施設に委託して実施する場合にあっては、当該委託された試験についても本制度の適用対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生体内等代謝（動態）に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)のトから<u>ヌ</u>に掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験</p> <p>(3) 物理的・化学的性状に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の<u>ハ</u>に掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験を除く。）を作成するために必要とされる試験</p> <p>(4) 水産動植物への影響に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の<u>ネ</u>に掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験</p> <p>(5) <u>農作物への残留性に関する試験分野（乳汁への移行試験を除く。）</u> 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(4)の<u>ア</u>に掲げる試験成績（<u>乳汁への移行試験を除く。</u>）を作成するために必要とされる試験</p>

附則（平成26年5月15日）

本通知は、適用日から起算して6月を経過する日以降に開始された試験について適用する。